

## 評価者の評価活動休止に係る取扱要項

### 1 趣旨

福祉サービス第三者評価 評価者名簿登載要領（以下「評価者名簿登載要領」という。）第6条において規定する、評価者の評価活動の休止に係る取扱いについては、この要項の定めるところによる。

### 2 対象者

評価活動を休止できるのは、評価活動を継続する意志はあるが、評価者名簿登載要領第6条第1項各号に該当する事由により評価活動を行うことができない者とする。

### 3 評価者の取り扱い

(1) 評価者は、活動休止期間中に評価活動を行うことができない。

なお、休止期間中については、評価者名簿登載要領第5条第1項第1号及び第9条第2項中に規定する「評価実績がない年度」の対象としない。

(2) 東京都福祉サービス評価推進機構（以下、「機構」という。）は、当該年度について評価者名簿登載要領第5条第1項第3号に規定する「必要なフォローアップ研修」の受講を免除することができる。

なお、「必要なフォローアップ研修」の取扱いについては、フォローアップ研修の受講免除に係る取扱要項による。

(3) 評価者が評価活動を再開する際は、必ず再開する年度のフォローアップ研修（共通コース）を受講しなければならない。

(4) 機構は、以下の場合、当該評価者を直ちに評価者名簿より抹消する。

ア 休止期間が予定の終期を超えても、評価者名簿登載要領第7条第1項に定める活動再開の届出がなかった場合

イ 4に定める届出に必要な書類に虚偽の記載があった場合

### 4 届出の方法

主たる所属評価者として所属する評価機関（以下「主たる所属評価機関」という。）（主たる所属評価機関がない評価者の場合は当該評価者）は、評価者が評価活動を休止又は再開する場合、次の各号に定めるところにより届出を行う。

#### (1) 活動休止

主たる所属評価機関は、評価者が評価活動を休止する場合は、原則として休止期間の始期より前に「評価活動休止届（様式1）」を機構に提出しなければならない。提出に際しては、評価者から提出された休止理由を証明する公的な書類を評価機関におい

て確認し、必要に応じて機構へ提出しなければならない。

また、主たる所属評価機関がない評価者が評価活動を休止する場合は、原則として休止期間の始期より前に「評価活動休止届（様式1-2）」に休止理由を証明する公的な書類を添付して機構へ提出しなければならない。

## （2）活動再開

主たる所属評価機関は、評価者が評価活動を再開する場合は、再開する前に「評価活動再開届（様式2）」を機構に提出しなければならない。

また、主たる所属評価機関がない評価者が評価活動を再開する場合は、再開する前に「評価活動再開届（様式2-2）」を機構に提出しなければならない。

## 5 休止の表示

機構は、休止期間中、「とうきょう福祉ナビゲーション」に、当該評価者が評価活動を休止している旨を表示する。

## 6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

### 附 記

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 記

この要項は、平成21年5月13日から施行する。

### 附 記

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 記

この要項は、平成26年10月1日から施行する。

### 附 記

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 記

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

平成21年5月13日 一部改正  
平成25年2月25日 一部改正  
平成26年7月31日 一部改正  
平成27年7月8日 一部改正  
令和3年4月1日 一部改正